

議案第69号

日出町学校給食費等に関する条例の制定について

日出町学校給食費等に関する条例を次のように定める。

令和2年12月4日提出

日出町長 本田 博文

日出町学校給食費等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町立学校の学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）及びこれに準じる幼稚園給食（以下「学校給食等」という。）の実施並びにこれらに係る学校給食費及び幼稚園給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校給食費」とは、法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

2 この条例において「幼稚園給食費」とは、学校給食費に相当する幼稚園給食に要する経費をいう。

3 この条例において「保護者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。

(学校給食等の実施)

第3条 町は、町立学校及び町立幼稚園において学校給食等を実施するものとする。

2 町は、学校給食等を実施することが適当でないと認めるときは、学校給食等の全部又は一部を実施しないことができる。

(学校給食費等の徴収)

第4条 町長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者、教職員その他学校給食を受ける者から学校給食費を徴収する。

2 町長は、幼稚園給食を受ける園児の保護者、教職員その他幼稚園給食を受ける者から幼稚園給食費を徴収する。

3 前2項の学校給食費及び幼稚園給食費（以下「学校給食費等」という。）の額は、規則で定める。

(学校給食費等の納付)

第5条 学校給食等を受ける児童、生徒又は園児の保護者、教職員その他学校給食等を受ける者（以下「保護者等」という。）は、規則で定める日までに学校給食費等を納付しなければならない。

(督促)

第6条 町長は、学校給食費等を納期限までに納付しない保護者等があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 町長は、前項の規定により督促状を発した場合においては、督促状1通について100円を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

(学校給食費等の減免)

第7条 町長は、災害その他の特別の理由があると認めるときは、学校給食費等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

2 この条例の規定による学校給食等の実施及び学校給食費等の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 理 由

学校給食費及び幼稚園給食費の徴収に関し必要な事項を定め、公会計に移行したいので提出する。